

不利益処分

処分名	職権による保護の変更
根拠法令	生活保護法第25条第2項
所管課	保護課

1 処分の内容

被保護者の生活状態を調査し，病気治療等で変更申請ができないとき及び保護基準改定など保護の程度変更を必要とすると認めるときは，速やかに，職権をもってその決定を行う。

2 処分の要件

生活状態にあった保護の変更を必要とするとき。